

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害福祉サービス等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相良村は、障害福祉サービス等に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 相良村長

公表日

平成27年5月29日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障害福祉サービス等に関する事務
事務の概要	知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、相良村内に住所を有する個人及び相良村が援護を実施する個人に対し、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療認定、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス給付費に関する事務、障害支援区分の認定並びに自立支援医療費に必要な各種情報の照会に関する事務を実施する。特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号。以下「特別児童扶養手当法」という。)に基づき、特別障害者手当等の支給に関する事務を実施する。
システムの名称	社会保障システム、重心医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 8項・12項・34項・84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 13号・16号・20号・26号・53号・56号・67号・68号・69号・87号・108号・109号・110号・116号
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉課
所属長	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相良村総務課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相良村保健福祉課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

